三鷹市工事情報共有システム試行要領

令和７年５月

三鷹市都市整備部

（目的）

第１条　この要領は、三鷹市が発注する工事における施工中の受発注者間の業務の効率化を図るため、「情報共有システム」の利用を試行するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　本要領において、次の各号に掲げる用語の定義を以下に定める。

（１）情報共有システム

工事施工時において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

（２）受注者

受注者とは、工事において発注者等と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

（３）発注者

発注者とは、工事において受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主にいう。なお、検査員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

（４）ベンダー

ベンダーとは、情報共有システムを運用するシステム提供者を主にいう。

（５）工事帳票

工事帳票とは、三鷹市が作成する「工事の施行に伴う書類等の取扱い基準」に定める「書面」をいう（添付書類も含む）。なお、「情報共有システム」による提出等の処理を行うことで、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事帳票の変更履歴が記録されている必要がある。

（対象工事）

第３条　三鷹市が発注する工事において、発注者が指定する工事を対象として「情報共有システム」を利用する。受注者は、事前に監督員と協議を行い、真にやむを得ない場合を除き、原則「情報共有システム」を利用するものとする。

（機能要件）

第４条　本要領において利用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件（最新版）」を満たすこととし、更新があった場合には、その都度最新の機能要件に基づくこととする。合わせて、三鷹市が求める要件（第12条）を満たすものの中から、受発注者間で協議して決定する。ただし、その他の情報共有システムを利用する場合は、事前に受発注者間で協議の上、利用の判断を行うことができる。

２　受注者は、「情報共有システム」において、推奨される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の推奨環境を用意するものとする。

（対象とする工事帳票）

第５条　「情報共有システム」で対象とする工事帳票は、別表１を参考にして工事着手前に受発注者間の協議により決定する。

（工事検査）

第６条　工事検査（工事完成時、一部完成時、部分払時）において、「情報共有システム」で処理した工事帳票はやむを得ない場合を除き、紙に出力せずに、電子データを利用して検査すること。

（データ移管）

第７条　工事完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行うものとする。

（電子納品）

第８条　受注者は、この要領に基づき作成した工事帳票等は「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき電子納品を行うものとする。

（利用に関する経費）

第９条　「情報共有システム」の利用に係る経費（登録料及び発注者のアカウント費用を含むアカウント利用料）は、土木工事は共通仮設費率に含まれている。土木工事以外の建築工事等については積み上げ共通仮設費に計上しているため、やむを得ず利用しない場合は減額の変更対象とする。なお、必要なアカウント数については、事前に受発注者間で協議の上、決定すること。

（利用上の留意点）

第10条　受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

（１）関係者への利用権限の付与、利用の習慣化

（２）ＩＤ・パスワードの管理の徹底

（３）フォルダ構成の統一

（４）通信環境の整備

（情報漏えい等の防止）

第11条　受発注者は、当該工事において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等、個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。情報の漏えい等が発生した場合には、受発注者間で漏れの無いよう報告を行うこととする。

（三鷹市が独自に定める要件等）

第12条　第４条で定めた機能要件の他、次に定める要件等を満たすシステムの使用及び運用を行うものとする。

（１）情報共有システムは、ＰＤＦ、ＳＦＣ形式のファイルがシステムのビューワ機能によりブラウザ上で表示可能なこと。

（２）受注者は、脆弱性診断の実施について、実施日とその結果についてベンダーから報告を受けるとともに、その結果を記録が残る方法（紙面、メール等）により、発注者に報告すること。

（３）情報共有システムと利用者との通信は、ＴＬＳ1.3以上とする。

（４）情報共有システムのデータを保存するサーバーは、日本国内にサーバーを設置しているベンダーのものを利用し、日本国の法を準拠法とすること。

（５）受発注者及びベンダーは、ＩＤ及びパスワードに関し、次の事項を遵守するものとする。

ア　受発注者は、自己が利用しているＩＤを他人に利用させないこと。

イ　受発注者は、共用ＩＤを利用する場合、共用ＩＤの利用者を必要最小限とし、利用者以外に利用させないこと。

　　ウ　パスワードは、容易に推測されないものとすること。

　　エ　情報共有システムへの不正アクセス等の恐れ、またはパスワード漏えいの恐れがある場合には、パスワードを速やかに変更すること。

　　オ　ベンダーはパスワードを秘密にし、パスワードの照会には一切応じないこと。

　　カ　ベンダーは、受発注者の指示により不要になったＩＤは速やかに削除すること。

（６）ベンダーは、契約書に記載された期日に達した際には、自動あるいは手動により全てのデータを削除すること。

（７）受注者は、セキュリティインシデントが発生した際の発注者への報告のフローを契約締結時に提出すること。

（８）受発注者は、意図しない公開設定や、操作等により情報漏えいを発生させないために、情報共有システムの設定や操作方法をよく理解した上で利用すること。

（９）受注者は、サービス利用規約等に、契約途中におけるサービス終了時の事前の通知方法や期限、データの移行方法の記載があることを確認すること。記載がない場合は、サービス利用規約や契約書への追記により確認すること。

（10）他のシステムとの連携は行わない。連携する必要が生じた場合には、受発注者間の協議により、他システムの利用の可否を決定する。

（11）ベンダーが提供するサービス（機能）の中で、利用可能なサービス（機能）は、別表２のとおりとする。

（12）大規模災害等で、ネットワーク回線の不通や、システムの故障が長期化し利用できない事態が生じた場合には、受発注者間の協議により、紙面等による工事帳票の提出を行うこと。

（その他）

第13条　本実施要領に定めがない事項に関しては、「工事情報共有システム活用ガイドラ

イン（東京都建設局）」を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和７年５月１日から適用する。